

(英語版)

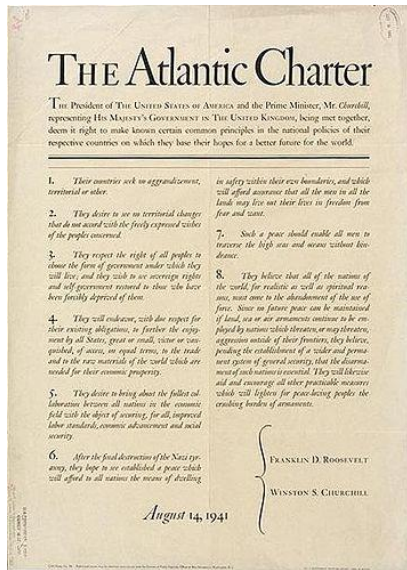
(アラビア語版)

(目次)

見果てぬ平和 — 中東の戦後75年 (十八)

第一章 民族主義と社会主義のうねり (二)

十七・大西洋憲章 (二—三)



1941年、米英が宣言した「大西洋憲章」は全文八か条で構成されているが、その第一条から第三条には次のように記されている。

- 一、兩國ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求めス。(領土拡大意図の否定)
- 二、兩國ハ關係國民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的變更ノ行ハルルコトヲ欲セス。(領土変更における関係国の人民の意思の尊重)
- 三、兩國ハ一切ノ國民力其ノ下ニ生活セントスル政體ヲ選擇スルノ權利ヲ尊重ス。兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。(政府形態を選択する人民の権利)

第一次世界大戦後のヴェルサイユ体制（パリ講和会議）はそれまでの植民地主義、帝国主義さらに敗戦国に対する制裁や懲罰的賠償と言った旧来の方式が色濃く表れた。オスマントルク帝国に対しては同国が支配していた現在のシリア、レバノン（いわゆるレバント地方）及びヨルダン、パレスチナ、イラク等の中東地域を前者はフランスが、そして後者は英国が植民地支配する体制となった。これは第一次大戦中の1916年に両国（及びロシア）が締結したサイクス・ピコ協定に基づくものである。

またドイツに対しては領土割譲と共に厳しい再軍備規制が課せられた。しかしそのことがかえってナチス・ドイツを生む原因となりわずか二十年後に第二次世界大戦が発生したのである。大西洋憲章はこの失敗を教訓としたものであり、政治、外交に対する米国の建国以来の（そして七十五年後の現在も変わらない）理想主義を高らかに歌い上げたものである。

（続く）

荒葉 一也

E-mail: Arehakazuyal@gmail.com

「東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 日本政治・国際関係データベースより

<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19410814.D1J.html>